

# 「子ども・子育て支援事業計画」の作成に関する事項 (事業計画作成指針)

平成26年2月21日

三沢市健康福祉部 家庭福祉課

# 1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項（必須記載事項）

## 1. 教育・保育提供区域の設定

市は、「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

例：小学校区 ・ 中学校区

## 2. 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### ① 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

市は、提供区域ごとに計画期間における「幼児教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。

○量の見込み = 「現在の保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設等の利用状況」と利用希望の調査により把握した「今後の利用希望」を踏まえて設定します。

○認定区分 = 幼児教育・保育の利用に係る認定区分ごとに量の見込みを設定します。

- ・ 1号認定：3～5歳 幼児期の教育のみ = 幼稚園・認定こども園の利用
- ・ 2号認定：3～5歳 保育の必要性あり = 保育所・認定こども園の利用
- ・ 3号認定：0～2歳 保育の必要性あり = 保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用

\* 事業所内保育については、企業の労働者に係る定員を除いたものを計画に定めること。

② 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう「教育・保育施設」(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)を設定することになります。

(イメージ)

教育・保育提供区域ごとに記載

● ● 地区		1年目			2年目			3年目		
		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	300人	200人	300人	300人	200人	300人	300人	200人
② 確保 の 内容	保育所、認定こども園、幼稚園 (教育・保育施設)	300人	250人	100人	300人	280人	150人	300人	300人	170人
	地域型保育事業(※2)			20人			20人			30人
②-①		0人	▲50人	▲80人	0人	▲20人	▲30人	0人	0人	0人

- 保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案した設定とすること。
- 基本的に「当市に居住する子ども」の利用に関し設定するが、他市町村の教育・保育施設、地域型保育事業や確認を受けない幼稚園により確保する場合には、これらについても計画に記載すること。
- 市は、計画期間について、「量の見込み」に対応するよう「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。
- 計画にあわせて、特別な支援が必要な子どもの受入れについて、利用可能な施設をあらかじめ把握し計画作成段階で調整し、記載を検討する。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### ① 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

市は、提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定します。

○ **量の見込み** =子ども・子育て支援事業に該当する事業（※）の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定することになります。

※ 放課後児童健全育成事業・一時預かり事業・病児・病後児保育事業・地域子育て支援拠点事業  
ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業 など

○ 放課後児童健全育成事業は、学年が上がるほど減少傾向となるため、幅広く放課後の居場所を設定することが必要。

○ 地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠期からの切れ目のない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携確保が必要。

#### ② 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期について

市は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定することになります。

○ 実施を見込んだ全ての事業について記載することになります。

(イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
① 量の見込み	3000人(3ヶ所)	3000人(3ヶ所)	3000人(3ヶ所)
② 確保の内容	2000人(2カ所)	3000人(3ヶ所)	3000人(3ヶ所)
②-①	▲1000人(1カ所)	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
① 量の見込み	800人(11カ所)	800人(10カ所)	800人(10カ所)
② 確保の内容	700人(9カ所)	750人(10カ所)	800人(10カ所)
②-①	▲100人(2カ所)	▲50人(1カ所)	0

\*放課後健全育成事業については、放課後子ども教室等との連携も含め幅広い利用形態を検討

## 2 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関すること。
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携にかんすること。
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関すること。